

知事意見

「CS群馬CC太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見について

令和6年12月9日

1 大気環境について

- (1) 供用後について、必ず低周波音計を用いて低周波音を測定すること。
- (2) 工事用道路の配置や交通指導員の配置について、トラックの搬出入を考慮すること。また、資材や機械の搬入路について、慎重に検討してルートを設定すること。
- (3) 方法書10ページ「3. 交通計画」に係る工事車両の運行について、住民の生活環境への影響が考えられるため、配慮すること。
- (4) 方法書202ページ第4.2-2表「計画段階配慮事項の選定」の騒音・振動の低周波音について、供用による影響も選定項目として追加すること。
- (5) 方法書213ページ第5.1-1表(7)「調査、予測及び評価の手法（騒音・振動）」から方法書218ページ第5.1-1表(12)「調査、予測及び評価の手法（騒音・低周波音）」中にある「評価の手法」の「2. 基準又は目標との整合性」について、追加で騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の規制基準等との整合性により評価することを検討すること。

2 水環境について

- (1) 計画地周辺の水質調査について、ゴルフ場運営において除草剤を撒く等して芝生を管理しており周辺の水環境が汚染されている可能性があることから、事業開始前後で実施することを検討すること。
- (2) 水生生物について、計画地周辺のため池や水田に貴重な動植物が見られ計画地のため池にも生息している可能性があることから、調査を実施すること。
- (3) 計画地内の排水について、農業用水への流入及び近隣農地へ影響が生じないように計画すること。

3 地盤環境について

- (1) 太陽光パネルの管理について、予期しない豪雨が発生した際に土砂が計画地に流れ込み太陽光パネルが流されることで下流域に被害が拡大することがないように対策をすること。
- (2) 計画地の工事について、計画地周辺農用地への土砂流入及び汚染防止に必要な措置を講じること。

4 生物環境について

- (1) 太陽光パネルの下の植生の管理について、環境に配慮した方法を検討すること。また、散布する種子の選定について、地域の自生種や国産の種子を優先して選定すること。

- (2) 植物の調査について、絶滅危惧種として挙げられていない希少種もあることから留意すること。
- (3) 昆虫類の調査、予測及び評価について、計画地のあるみなかみ町はユネスコエコパークに登録されている自然環境の豊かな地域であり、地元自治体は自然環境や生物多様性の保全に力を入れていることから、しっかりと調査を行い、希少種が確認された場合は対応方法を十分に検討すること。
- (4) 群馬県内にある国及び県の天然記念物について、国指定の特別天然記念物にはカモシカ、天然記念物にヤマネ、イヌワシがあり、県指定の天然記念物に蝶類のオオイチモンジ、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ、ミヤマシロチョウ、ヒメギフチョウ、両生類のトウホクサンショウウオとヒダサンショウウオがある。国指定が3件、県指定が7件の計10件があり、これらはマッピングぐんまにも出てこないことから現地調査において留意すること。
- (5) 生物調査について、里山の実態が把握できる方法を検討すること。また、調査結果の確認種について、写真による記録を検討すること。
- (6) 水辺の鳥類調査について、センサーカメラによる調査方法も検討すること。
- (7) 猛禽類調査について、里山の猛禽であるサシバ及びハチクマに留意すること。
- (8) 方法書70ページ「(1)動物相の概要」について、昆虫類は専門性が分かれており専門家でないと同定ができないことがあることから、専門家の協力の下しっかりと調査すること。
- (9) 方法書85ページ「2.植物の生育及び植生の状況」について、群馬県の植物レッドリスト（2024年部分改訂版）だけでは計画地周辺の植生相を把握しきれないため、文献「みなかみ町の植物」を確認した上で調査すること。
- (10) 方法書228ページ第5.1-1表（21）「調査、予測及び評価の手法（植物）」中の現地調査の手法について、目視観察で同定できない種は標本を採集して確認すること。
- (11) 方法書231ページ「5.1.6動物」における昆虫類の調査方法について、ボックスライトトラップは小型の昆虫類を主としたトラップであり、大型から中型の蛾などを全く採集ができないことから、白幕を張った通常のライトトラップを取り入れること。また、蜂やハエ、アブ等を捕獲できるマレーゼトラップとの併用を検討すること。
- (11) 方法書232ページ第5.1-1表（24）「調査、予測及び評価の手法（動物）」における昆虫類の調査期間等について、春・夏・秋の年3回の予定となっているが、初夏の調査を含め年4回の実施を検討すること。
- (12) 方法書241ページ第5.1-1図(10)「動物の調査位置（昆虫）」について、現地調査の際に変電所の設置予定地付近で群馬県の動物レッドリスト（2024年部分改訂版）に掲載されているヒメホソアシナガバチを確認したため、昆虫類の調査範囲に変電所の設置予定地を追加すること。

5 人と自然との触れ合いについて

- (1) モンタージュの作成について、計画地は勾配があり角度を付けて太陽光パネルを設置することで住宅地からは太陽光パネルを見上げるような眺望になると考えられることから、景観に配慮したものとすること。

- (2) 計画地の断面図について、樹木と太陽光パネルの位置、高さ及び設置角度を明確にするとともに、季節ごとの計画地の日射状況を確認できるよう準備書に掲載すること。また、ゴルフ場造成時の図面のほか造成を行う場所を記した図面や太陽光パネルの設置箇所の断面図も添付すること。
- (3) 方法書150ページ第3.2-13図「周知の埋蔵文化財包蔵地」について、自営線予定地には布施大塩遺跡や布施上原遺跡の2つの遺跡が重なっていることから、ルートが決定した時点でみなかみ町の教育委員会の文化財担当と試掘等について相談すること。
- (4) 方法書202ページ第4.2-2表「計画段階配慮事項の選定」の環境要素の区分「文化財」について、文化財が存在する可能性があり資材の運搬や土工に関係するかもしれないので、計画段階配慮事項に選定することを検討すること。また、天然記念物の動植物は文化財にも該当するため項目として選定すること。なお、カモシカ等は文化財であるため、見つけた場合には対応を十分配慮すること。
- (5) 方法書244～245ページ第5.1-1表(34)～(35)「調査、予測及び評価の手法（景観）」について、当該事業は非常に大規模であることから、「調査すべき情報」に記載の調査地点が「主要な眺望点」であるのは不十分と考えるため、可視領域を図示すること。
- (6) 方法書245ページ第5.1-1表(35)「調査、予測及び評価の手法（景観）」の「調査期間等」について、「好天候の1日を2回（夏季・秋季）」とあるが計画地周辺には広葉樹林、落葉樹林が存在することから冬期の調査を検討すること。

6 環境への負荷

- (1) 太陽光パネルについて、廃棄する際も環境に十分に配慮すること。
- (2) 太陽光発電事業の実施について、現在のゴルフ場事業よりも地球環境に寄与することを実証すること。

7 その他

- (1) 太陽光パネルの反射光調査について、時間帯別の調査、予測の実施を検討すること。
- (2) よりより事業計画作りについて、環境影響評価の手続と同時並行で不足を調査するよう努めること。
- (3) 太陽光パネルからの反射光について、計画地周辺には学校等の施設が分布していることから、十分に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、要請があった際は誠意を持って対応すること。